

# 第 20 回総会議事録

(令和 7 年 2 月 25 日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第20回総会 議事録	
日 時	令和7年2月25日(火曜日) 14時00分～16時15分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 12名 出席農業委員数 10名 (農業委員10名・農地利用最適化推進委員11名) 欠席農業委員数 2名(別添出欠状況表のとおり)
開催形態	公開(傍聴者 0名)
議 題	<p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第7号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第8号議案 農地法第3条の適用を受ける土地の競(公)売に関する買受適格証明について</p> <p>第9号議案 特定農地貸付けの承認について</p> <p>第10号議案 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>第11号議案 農用地利用集積等促進計画の意見照会について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第5号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第6号 農地法第5条の適用を受ける土地の競(公)売に関する買受適格証明について</p> <p>3 その他</p> <p>・「令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和8年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」の提出について説明(3月11日までに意見・要望を提出)</p>

	<p>・横浜市「宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減」制度アンケート調査への協力をお願い</p>
審議結果	<p>第1号議案  60号 許可  62号 許可</p> <p>第2号議案  8号 許可相当</p> <p>第3号議案  28号 取下  29号 許可相当  30号 許可相当</p> <p>第4号議案  9号 承認  10号 承認  11号 承認</p> <p>第5号議案  90号 承認  91号 承認  92号 承認  93号 承認</p> <p>第6号議案  8号 承認</p> <p>第7号議案  港南62</p> <p>第8号議案  27号 承認</p> <p>第9号議案  6号 承認</p> <p>第10号議案 意見なし  第11号議案 意見なし</p>
議 事	
事務局	<p>(開会 14時00分)  出席委員数報告。農業委員会会議規則により矢島会長が議長になる。</p>
議長	<p>第20回の総会にお集まりいただき、ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席農業委員数は10名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第20回総会を開会いたします。議事録署名人は、石井勝則委員と奥村委員にお願いします。</p>
議長	<p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する</p>

	<p>処分について」受付番号 60 号について審議します。事務局から受付番号 60 号について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第 1 号議案受付番号 60 号を朗読&gt;</p>
	<p>前回総会で保留案件だった案件です。</p>
矢島会長	<p>金井町の玉泉寺の北側にある農地が申請地となります。近隣の譲受人が親戚である譲渡人の土地を購入するものです。申請場所は 2 か所あり、現在はどちらも現況山林です。購入後、樹木の伐採を行い、畑として復元して使用するものです。畑として復元後は、露地野菜を栽培する予定です。御審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。</p> <p>第 1 号議案受付番号 60 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第 1 号議案受付番号 60 号については、許可と決定します。</p>
議長	<p>続いて、受付番号 62 号について審議します。事務局から受付番号 62 号について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第 1 号議案受付番号 62 号を朗読&gt;</p>
矢島会長	<p>議案の詳細については小宮推進委員から説明します。</p>
小宮推進委員	<p>申請地は、深谷小学校から東に約 200m の農用地です。第 18 回総会にて、買受適格証明を受けた譲受人が競売にて落札したため、改めて所有権移転の許可申請を行うものです。申請地は、現在植木や造園の石などがあるため撤去して畑に復元し、近隣に住んでいる譲受人の兄弟とともに、露地野菜を栽培する計画となっております。御審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。</p> <p>第 1 号議案受付番号 62 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第 1 号議案受付番号 62 号については、許可と決定します。</p>
議長	<p>続きまして、第 2 号議案「農地法第 4 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」受付番号 8 号について審議します。事務局から受付番号 8 号について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第 2 号議案受付番号 8 号を朗読&gt;</p>
矢島会長	<p>申請地は、金井高校から道を挟んですぐ隣となります。譲渡人は夫とともに耕作をしておりましたが、横浜市外に住んでいることもあり、年齢とともに体力が衰え、これ以上継続することが難しくなりました。近隣の譲受人が 14 台の駐車場が必要だということで農地を駐車場に転用して活用</p>

	<p>していくとのこと。周りには迷惑がかからないと思います。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。</p> <p>第2号議案受付番号8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第2号議案受付番号8号については、許可相当と決定します。</p>
議長	<p>続きまして、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」受付番号28号を審議します。事務局から受付番号28号について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第3号議案第28号を朗読&gt;</p> <p>第19回総会で保留となっていました。申請者より必要な転用面積等の説明が不十分であったとして取下書が提出されました。</p>
議長	<p>続いて、受付番号29号について審議します。事務局から受付番号29号について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第3号議案受付番号29号を朗読&gt;</p>
金子委員	<p>議案の詳細については相澤推進委員から説明します。</p>
相澤推進委員	<p>申請地は横浜隼人高校から南に約250mの筆で、譲受人が購入して駐車場に整備した後、近隣の会社に貸し出すものです。譲受人は従業員用の駐車場として利用するものです。全面碎石敷きで西側と南側は一部に擁壁があるため、その擁壁をそのまま使用し、南側の擁壁のない残りの部分は鋼板にて土留めを設置して、土砂が流出するのを防止し、雨水は全面自然浸透させる計画です。計画としては、無理がないと思われるため問題ないと思います。御審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。</p> <p>第3号議案受付番号29号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第3号議案受付番号29号については、許可相当と決定します。</p>
議長	<p>続いて、受付番号30号について審議します。事務局から受付番号30号について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第3号議案受付番号30号を朗読&gt;</p>
石井勝委員	<p>申請地は県立松陽高校から北に約50mの振興白地です。譲受人は現在中古車販売業を営んでおり、車両置場として整備するものです。譲受人は現在、環状4号線沿いで1,400㎡ほどの敷地で自社の車両置場として使用し</p>

ていましたが、立ち退きを求められており、移転先として当地を申請されております。現在の車両置場の場合は 50 台ほど車両を展示しておりますが、申請地は 3 分の 2 程度の面積になることから台数を減らし 30 台ほど車両を展示する計画です。置くことができない車両に関しては、本社近くに別の土地を借りて配置する計画です。申請地は、北側、南側が道路で、西側は畑、東側は自動車整備工場となっております。敷地の外周については、東側、西側、南側の 3 方向はコンクリートブロック 2 段積みのネットフェンスで囲うそうです。敷地内はアスファルト舗装し、雨水は北側の道路側溝へ接続し処理するとのことです。また、内部に洗車スペースを設けるために、洗車で使用した水は污水管に接続して処理をするそうです。また、照明を 4 か所に設置する予定ですが、西側の畑の生育を阻害しないような方向に設置するため、隣接農地への影響はありません。御審議よろしくお願いたします。

奥村委員  
事務局

東側に隣接する自動車整備工場は申請者の所有なのでしょうか。

申請者との関係はありませんが、今後隣接する自動車整備工場を使用する予定とのことです。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第 3 号議案受付番号 30 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員  
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第 3 号議案受付番号 30 号については、許可相当と決定します。

議長

続きまして、第 4 号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」受付番号 9 号を審議します。事務局から受付番号 9 号について、説明をお願いします。

事務局  
矢島会長  
小宮推進委員

<第 4 号議案受付番号 9 号を朗読>

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

ナシ、ブドウを主に栽培しており、自宅のそばで直売所もやっています。肥培管理は良好です。御審議よろしくお願いたします。

根本委員  
事務局  
議長

議案書の地目の項目にある鉄道用地とはどのようなものでしょうか。

以前通っていたモノレールの跡地となります。

御意見がなければ、採決を行います。

第 4 号議案受付番号 9 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員  
議長

(総員挙手)

総員挙手と認め、第 4 号議案受付番号 9 号については、承認と決定します。

議長  
事務局  
石井勝委員

続いて、第4号議案受付番号10号について審議します。

<第4号議案受付番号10号を朗読>

相鉄いずみ野駅から北西へ約550mの農用地2筆、振興白地2筆です。現在は耕耘のみ行っておりますが、今後はナスやトウモロコシなどの露地野菜を栽培するそうです。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第4号議案受付番号10号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第4号議案受付番号10号については、承認と決定します。

議長  
事務局  
田中委員  
大山推進委員

続いて、第4号議案受付番号11号について審議します。

<第4号議案受付番号11号を朗読>

議案の詳細については大山推進委員から説明します。

申請地は平戸立体交差点から北西に約170mの生産緑地3筆です。相続人である息子さんが農業に従事するそうです。キャベツなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。除外はありません。御審議よろしくお願ひいたします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第4号議案受付番号11号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第4号議案受付番号11号については、承認と決定します。

議長  
事務局  
廣瀬委員

続きまして、第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」受付番号90号、91号について一括で審議します。事務局から順に説明をお願いします。

<第5号議案受付番号90号、91号を朗読>

90号については、夏場はナスなどを栽培しており、当日はハウレンソウ、ネギの収穫後の圃場となっていました。肥培管理は良好です。御審議よろしくお願ひいたします。

矢島会長  
小宮推進委員

91号の議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

申請地は、深谷の通信隊と呼ばれている場所のそばで、水耕栽培を主にやっている方で、通年ハウレンソウを栽培しています。肥培管理は良好です。御審議よろしくお願ひします。

議長

御意見がなければ、採決を行います。

第5号議案受付番号90号・91号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第5号議案受付番号90号、91号については、承認と決定します。
議長	続いて、第5号議案受付番号92号、93号について一括で審議します。 事務局から順に説明をお願いします。
事務局 石井勝則委員 和田推進委員	<第5号議案第92号、93号を朗読> 議案の詳細については和田推進委員から説明します。 92号、93号については申請地が同じであるため合わせて報告させていただきます。申請地は、飯田北小学校の西に約300mにあり、自宅のすぐ横に1筆、東に2筆あり肥培管理は良好です。御審議よろしく申し上げます。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第5号議案受付番号92号・93号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第5号議案受付番号92号、93号については、承認と決定します。
議長	続きまして、第6号議案「農地造成工事の承認について」受付番号8号を審議します。事務局から受付番号8号について、説明をお願いします。
事務局 宮森委員	<第6号議案受付番号8号を朗読> 日限山小学校から北東に約650mの調整白地1筆です。田畑転換のため最大1.65mの盛土です。造成後はサツマイモを栽培するそうです。申請者は10名おりますが、相続登記により増加したとのこと。御審議よろしくお願いたします。
議長	御意見がなければ、採決を行います。 第6号議案受付番号8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第6号議案受付番号8号については、承認と決定します。
議長	続きまして、第7号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について」事務局から説明をお願いします。
事務局	<第7号議案港南62を朗読> 買い取り希望者がいましたら、令和7年3月3日月曜日までに事務局に連絡をお願いします。なお、希望者がいない場合は希望者なしとして、市長あて回答します。
議長	御協力をよろしく申し上げます。

議長	<p>続きまして、第8号議案「農地法第3条の適用を受ける土地の競売に関する買受適格証明について」受付番号27号を審議します。事務局から受付番号27号について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第8号議案受付番号27号を朗読&gt;</p>
田中委員	<p>議案の詳細については大山推進委員から説明します。</p>
大山推進委員	<p>申請地は、不動坂交差点から東に約200mの生産緑地1筆です。申請地が差し押さえにより競売物件となり、申請者が競売に参加するため買受適格証明を申請するものです。申請地は、国道1号線から10mほど地盤が高くなっており、周囲に農地はなく、山林と墓地に囲まれているため車で行くことができない場所となっています。申請者はスクーターで通い、ブドウ、アスパラガスなどの作付けを行う計画ということです。御審議よろしくをお願いします。</p>
奥村委員	<p>買受適格証明はどのような条件が揃うと適格証明を発行できるのでしょうか。</p>
事務局	<p>買受適格証明は、競売、公売等で農地を取得しようとする入札者に農地法の許可が得られる見込みがあると証明するものであり、許可するものではございません。競売にて落札し買受人となった場合は改めて農地の売買に関して3条の許可申請が必要となります。</p>
奥村委員	<p>買受適格証明はどのような機能があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>農地法上農地を取得できない人が落札することを未然に防ぐため、農地法の許可を受けられる見込みがあることを証明するために委員会にお諮りしています。なお、入札の条件としては買受適格証明の提出が条件となっております。</p>
奥村委員	<p>農地法の許可というものを申請者の方が受けられるということですよ。</p>
事務局	<p>買受適格証明というものは、そもそも競売に参加するための条件になります。競売物件の競売に参加するために、裁判所もしくは国税局などから競売に参加する人は農業委員会から買受適格証明書をもらってくるように言われます。今回の申請は競売に参加する資格を証明するためだけのものですが、提出する書類に関しては、農地法3条の許可申請とほぼ同じ書類を提出していただいて、農地法3条の許可が得られる見込みがある人に対して買受適格証明を出すということになります。審査内容は3条許可申請とまったく同じです。現時点ではその人が落札できるか決まっていないので3条の許可申請にはなりません。競売終了後、落札者から改めて同様の内容で3条許可申請が行われる見込みです。</p>
奥村委員	<p>議案書では資格の有無を判断できないし、分からないと思います。</p>
事務局	<p>本件については、競売をする機関、例えば国や裁判所などの入札に参加するにあたって、本来、現況農地のため、その農地を農地法の手続き無しでは売り払えないということは競売を催す側も承知しています。そのた</p>

め、札入れをするならば、農業委員会から証明をもらってくるということが競売の参加条件になっております。それについてどのような参加の仕方があるかという、もちろん農地を農地として使いますという方もいれば、転用して資材置場として使いたいという方もいます。今回は生産緑地に指定されていることから農地として使用していただく以外ありませんので、3条の適格証明を申請されています。

農業委員会としては、申請者の事業計画の内容が適格かどうかをこの場で審議していただいて、適切な内容であると御判断された場合は、その方が農業を行っていくにあたり、十分たる資格があるという証明書を発行するという事です。

奥村委員  
事務局

提出された計画を拝見しないと分からないですよ。

今回営農の計画などは地区担当である田中委員、大山推進委員に書類と現地も確認していただいています。ちなみにこの申請地は360㎡の生産緑地ですが、申請者が落札した場合、ブドウの果樹栽培、アスパラガス、ニラの3品目を栽培する計画とのことです。

石井勝員  
事務局

申請者の方はおいくつですか。

65歳です。

石井勝委員

しばらく生産緑地で持っていて出来なくなったら、解除は可能なのですか。

事務局

申請前に申請者には細かく説明しています。競売物件は市街化区域に近い土地が出る事が多くありますので、宅地に転用する目的を未然に防ぐ必要があります。今回の土地に関しては、生産緑地に指定されているため土地の利用規制がかかっており転用はできません。生産緑地のため、申請者が所有された後に大きな怪我や亡くなられた時に解除することができる可能性はあるということはお伝えしています。ただし、十分な接道はなく、建築基準法の道路に接道していないので、仮に生産緑地が解除された後も農地以外の利用は極めて困難だろうということは、可能性の話ではあるのですがお話ししています。それでもなお申請者は今回の申請地を購入して畑として使いたいという強い意志を持っていましたので、申請書を受け付けています。申請者は議案書の中では新規という扱いになっておりますが、申請者は元々北海道に住んでおり、そちらで所有している父親名義の農地で営農を15年から20年程やっていたそうです。仕事の関係で横浜に転居せざるを得なくなり、横浜でも畑をやりたいとのことです。今現在はタクシー運転手をしており、定年も近いということで畑ができるのではないかと思います、競売に参加したそうです。

奥村委員  
事務局

一応そのような計画書があるというのであれば大丈夫です。

補足ですが、一般的な農地法3条の許可申請の審査のポイントというのが、今はもうなくなってしまったのですが、以前は下限面積要件というものが、決められた面積以上の農地を所有していない人は新たな農地を買うことができないという基準がありました。その基準が撤廃されました

ので、今現在、3条の許可申請で譲受人が農地を購入するための審査のポイントとしては、今畑を持っている方については、どのような営農をされているのか、新しく農地を買った時にどのような作付けをするのか、現実的なのかどうか、広い面積の畑を買った時に農作業用の機械を持っているのか、通作に問題はないかということ、提出された計画を元に現実性のある計画なのか、実際にこの方が購入された際に耕作する能力があるのかというのが審査の判断のポイントとなっています。委員の方々にお見せしている議案書の中の情報だけですと説明しきれない部分があるのですが、通作や畑の情報、機械の種類などを記載した営農計画書として提出していただいています。それについて現実性のある計画なのかを審査しています。

根本委員

下限面積が去年撤廃されて誰でも農地を購入できるようになったと思うのですが、農業委員会に農地を買いたいと言った時に今のような形で全て聞いているのですか。

事務局

もちろん聞いております。

根本委員

農業者になりたいといった時には、今まで農業をしていなかった人でも質問に回答ができれば農業者になれるということですか。

事務局

法律上はそうです。ただ、実際に窓口に農地の購入相談があった時に3条の許可申請を出してくださいとお願いしているかという実態はそうではありません。

実際は、いわゆる新規参入という形で最初は購入ではなく農地の貸し借りをしてくださいと案内しています。いきなり農地を購入するということはメリットもありますが、デメリットの方が大きいというのもあり、基本的には新規参入という形で正規の手続きを踏んで、まずは農地を借りて実績を積んでから購入することを案内しております。ただし、法律上農地を買ってしまうというのが事実で、新規参入の方でも農地法第3条の許可申請をできることにはなっていますが、事務局として推奨はしていません。

事務局

競売物件にかけられている以上、売買金額でその滞納した税金を充当する形となるため、貸し借りということができません。競売物件は皆さん検索していただくとすぐに見ることができると思うのですが、そこを見て畑を買いたいという相談が来た際は基本的には売買しかないので、もちろん新規参入の場合は新規参入の手続きを踏んでくださいと案内はするのですが、競売は入札の日付が決まっているため、皆さん新規でも許可申請を出したいと最初に相談に来られることが多いです。

奥村委員

そうすると申請者はタクシーの運転手をされていますが、すぐやる気があって、ブドウ、アスパラガス、ニラをこの農地を所有することができれば作るという計画で、接道がないが、隣の所有者と交渉してなんとか通れるようにするだけの熱量がある方だというお墨付きを農業委員会でするということですよ。

事務局	<p>一応接道はあります。公図上の接道はありますが、建築基準法上の道路ではなく、道が細く車が通れるような幅ではありません。人が普通に通れますので一応接道はあることになります。申請者はスクーターで通うという計画を出しています。買受適格証明を交付するということは申請者の営農計画が妥当であるというお墨付きを農業委員会が与えるという意味ではおっしゃる通りです。</p>
事務局	<p>奥村委員の疑問点として3条の許可ができるのかという話だと思います。買受適格証明はあくまで入札への参加資格の条件なのですが、落札した場合、3条許可の申請の際は、買受適格証明の申請とほぼ同じ書類を改めて提出いただくこととなります。そのため、実質的には今回この場で御審議いただき、適格であるか否かの判断が、落札後の3条の許可申請の許可する、しないの結論になりますので、そういった意味でしっかり御審議いただくということになると思います。今回の1号議案の中の62号がまさに落札をして3条許可申請を出しているということになります。この農地は現状すぐ耕作できるような農地ではありません。元々造園会社が使っていたので雑木があつたり大きな造園石があつたり倉庫がそのまま放置されていたりなど耕作するまでには一年以上するとの計画書をいただいております。そういったところも勘案して私たちも書類を担当委員にお渡ししている状況です。</p>
奥村委員	<p>62号の議案に関して申請理由が拡大となっていて新規ではないので、今回の全く農業をやったことのない人がやるのとは性格が違うと思います。</p>
事務局	<p>先程の新規参入の話と繋がってくる話だと思います。今回の申請者については、実際に実家にて営農経験が約15年あるということで、新規ではあるものの経験はあるということを説明したところです。第1号議案62号では、申請者が静岡にお住まいで通作できるのかという話があり、疑問がありました。詳しく聞いてみると、横浜市内に居住している弟がメインで耕作する予定でして、申請者が協力者として土地を購入するということです。</p>
議長	<p>他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
	<p>第8号議案受付番号27号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第8号議案受付番号27号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>続きまして、第9号議案「特定農地貸付けの承認について」受付番号6号を審議します。事務局から受付番号6号について、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>&lt;第9号議案受付番号6号を朗読&gt;</p>
根本委員	<p>議案の詳細については田邊推進委員から説明します。</p>
田邊推進委員	<p>申請地は氷取沢交差点から南西へ約550mの氷取沢農業専用地区内の農</p>

	<p>用地1筆です。1区画30㎡で4区画を設置します。管理は開設者本人及びその家族が行います。開園予定日は令和7年4月1日を予定しています。御審議よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>御意見がなければ、採決を行います。</p>
	<p>第9号議案受付番号6号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第9号議案受付番号6号については、承認と決定します。</p>
議長	<p>次に、第10号議案「農用地利用集積計画の決定について」を審議します。それでは担当から説明をお願いします。本件は石井勝委員の議案を含むため、石井勝委員には御退室をお願いします。</p>
	<p>(石井勝委員退室)</p>
農政推進担当	<p>&lt;第10号議案を朗読&gt;</p> <p>農業経営基盤強化促進法附則に基づき横浜市が農地貸借計画を定めるもので、計画策定には農業委員会の決定が必要です。4月1日始期の計画です。</p> <p>港南区2筆1,219㎡、金沢区2筆1,604㎡、戸塚区117筆74,753㎡、栄区4筆2,132㎡、泉区105筆84,639㎡、瀬谷区9筆11,168㎡、合計239筆、175,515㎡となっています。3月末に貸し借りの期限を迎える農地の更新分を含んでいるので、件数が多くなっています。</p> <p>解除条件付の貸借については、戸塚区16筆8,662㎡、泉区15筆15,708㎡、瀬谷区1筆2,288㎡、合計32筆26,658㎡となっています。</p> <p>ほとんどのケースがこれまで耕作されてきた方の更新や規模拡大ですが、1名だけ横浜市で初めて農地を借りる方が含まれています。泉区中田町と泉区上飯田町を賃借予定の方で、令和6年4月に大和市で認定新規就農者として就農し、この度横浜市で規模拡大を図る計画です。</p>
議長	<p>御意見、御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p>
	<p>第10号議案について、意見なしとすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>(総員挙手)</p>
議長	<p>総員挙手と認め、第10号議案については、意見なしと決定します。</p>
議長	<p>続いて、第11号議案「農用地利用集積等促進計画の意見照会について」を審議します。担当から説明をお願いします。</p>
農政推進担当	<p>&lt;第11号議案を朗読&gt;</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が利用促進計画を定め、県知事の認可を受けることとなっています。計画策定には市の協力及び農業委員会の意見</p>

を聴くこととなっています。4月1日始期の権利設定の計画です。

戸塚区6筆4,028㎡、泉区7筆5,203㎡、合計13筆9,231㎡を公益社団法人神奈川県農業会議への中間管理権の設定し、戸塚区8筆8,368㎡、泉区7筆5,203㎡、合計15筆13,571㎡を農業会議から耕作者に対し貸借権の設定を行います。

基本的にはこれまで耕作されてきた方の更新ですが、1名かながわ農業サポーターの方への新規の権利設定があります。

根本委員

中間管理権がある筆で耕作者がいなくなった場合は誰が農地管理するのでしょうか。

事務局

中間管理機構である農業会議が借手がつくまで管理しますが、長期にわたる場合は地権者へ返却するとのことです。

議長

他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第11号議案について、意見なしとすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第11号議案については、意見なしと決定します。

議長

次に、議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。

事務局

<報告事項第1号から第6号まで一括で報告>

議長

報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。

御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を南部農政事務所からお願いします。

事務局

周知1<「令和8年度県農林業施策並びに予算に関する要望」及び「令和8年度県農地等利用最適化の推進に関する意見」の提出について説明>

周知2<横浜市「宅地内の農業用施設用地に対する固定資産税等の軽減」制度アンケート調査への協力のお願>

議長

以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますか。

御意見がないようでしたら、これをもちまして第20回総会を閉会いたします。

(閉会 16時15分)

令和7年2月25日開催 第20回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	矢島 寛	会長	出席	議長
2	森 雅 則	会長職務代理者	出席	
3	田中 豊		出席	
4	石井 勝		出席	
5	金子 秀喜	連合会理事	出席	
6	石井 勝 則		出席	議事録署名人
7	奥村 玄		出席	議事録署名人
8	石井 豊		欠席	
9	根本 和正	連合会理事	出席	
10	宮森 和之		出席	
11	鈴木 宏	連合会理事	欠席	
12	廣瀬 豊		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	小宮 藤正		出席	
2	清水 昭男	連合会理事	出席	
3	大山 明裕		出席	
4	門倉 和美		出席	
5	田邊 実		出席	
6	角田 雅久		出席	
7	和田 新治		出席	
8	鈴木 勇次	連合会理事	出席	
9	宮川 正		出席	
10	相澤 藤雄		出席	
11	小川 正寿		出席	

会議に出席した関係者の氏名 澤田所長、小高係長、吉田技術職員、栗林事務職員、  
幡野事務職員、山根事務職員、三木事務職員  
農政推進担当